

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	デジタル改革関連法（1） ーデジタル社会形成基本法の制定とデジタル庁の創設ー
著者 / 所属	柳瀬 翔央 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	437号
刊行日	2021-7-30
頁	3-17
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210730.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

デジタル改革関連法（1）

— デジタル社会形成基本法の制定とデジタル庁の創設 —

柳瀬 翔央

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. デジタル改革の経緯
 - (1) デジタル改革関連法案の提出に至る経緯
 - (2) デジタル改革関連法案の審議経過
3. デジタル社会形成基本法及びデジタル庁設置法の概要
 - (1) デジタル社会形成基本法
 - (2) デジタル庁設置法
4. 国会論議
 - (1) デジタル改革が目指す社会
 - (2) デジタル庁の役割、体制等
 - (3) 国、地方公共団体等のデジタル化に関する施策
 - (4) デジタルデバйд対策
 - (5) デジタル人材の育成及び確保
5. おわりに

1. はじめに¹

令和3年5月12日、新型コロナウイルス感染症対応において明らかになったとされる我が国のデジタル化の遅れ等の課題を解決するため菅内閣の下で進められてきた、デジタル改革に関する6本の法律（以下「デジタル改革関連法」という。）²が成立した。

¹ 本稿は令和3年7月16日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセス日はいずれも同日）。

² 「デジタル社会形成基本法」（令和3年法律第35号）、「デジタル庁設置法」（令和3年法律第36号）、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（令和3年法律第39号）及び「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）の6法律。いずれも5月19日公布。

これにより、令和3年9月1日以降、これまでのIT政策の基本法である「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。）やその司令塔である「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（以下「IT総合戦略本部」という。）³及び内閣情報通信政策監（以下「政府CIO」という。）に替わり、デジタル社会形成基本法等に基づき、デジタル庁を司令塔として、デジタル社会の形成に向けた施策が推進される。

本稿は、デジタル改革の経緯⁴、デジタル改革関連法のうちデジタル社会形成基本法及びデジタル庁設置法の概要並びに関連する主な国会論議について整理したものである⁵。

2. デジタル改革の経緯

（1）デジタル改革関連法案の提出に至る経緯

令和2年9月16日に就任した菅内閣総理大臣は、9月23日に開催した「デジタル改革関係閣僚会議」⁶において、「デジタル化についての様々な課題を解決するため、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行する突破口として、デジタル庁を創設する。これにより、国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマートフォンによる行政手続のオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うことなど、国民が当たり前に見ているサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくりたい。そのための検討を加速し、年末には基本方針を定め、次の通常国会に必要な法案を提出したい。平井デジタル改革担当大臣（以下「平井大臣」という。）は、この改革の中心として、思い切った舵取りを行っていただきたい」旨述べた⁷。

これを受け、9月30日に「内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室」⁸内に平井大臣が自ら室長を務める「デジタル改革関連法案準備室」が設置され、10月12日の「デジタル・ガバメント閣僚会議」⁹において、デジタル改革の基本的考え方や関連法案の整備等の検討を行う「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」¹⁰の開催が決定された。

同ワーキンググループでは、目指すべき方向性の議論や有識者からのヒアリング、デジタル改革アイデアボックス（デジタル改革関連法案準備室が開設した意見募集サイト）に

³ IT基本法に基づき内閣に設置され、内閣総理大臣を本部長、情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣及び経済産業大臣を副本部長、その他全ての国務大臣、政府CIO（平成25年5月の「内閣法等の一部を改正する法律」の施行以降）及び有識者を本部長とする。

⁴ これまでのIT政策の経緯やデジタル化の現状などについては、榎本尚行「IT政策の経緯—「デジタル庁」の議論を見据えて—」『立法と調査』No.430（令2.12）3～19頁参照。

⁵ デジタル改革関連法のうち個人情報保護制度及びマイナンバー制度に関する内容は、本号掲載の森秀勲・大曾根暢彦「デジタル改革関連法（2）—個人情報保護制度の見直しとマイナンバー利用拡大—」参照。

⁶ 全国務大臣等が出席。なお、その後の検討は「デジタル・ガバメント閣僚会議」の下で進められた。

⁷ デジタル改革関係閣僚会議（令和2年9月23日）の議事録

⁸ IT総合戦略本部の事務を担う組織であり、政府CIOを室長とする。

⁹ IT総合戦略会議の下、内閣総理大臣を議長（従前は内閣官房長官を議長としていたが、令和2年10月9日に変更された）、内閣官房長官及びデジタル改革担当大臣を副議長、その他全ての国務大臣及び政府CIOを構成員として開催される。

¹⁰ 村井純慶應義塾大学教授を座長、有識者及び行政機関職員を構成員とする。平井大臣等も各回に出席。

寄せられた意見の紹介等が行われ¹¹、11月26日に「デジタル改革関連法案ワーキンググループとりまとめ」が公表された。これを踏まえ、令和2年12月25日に、政府は、デジタル社会の将来像やデジタル社会を形成するための基本原則¹²、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方等を示した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定した。

同基本方針や、同日に閣議決定した「デジタル・ガバメント実行計画」等を踏まえ、政府は、デジタル改革関連法案（閣法第26号から第31号まで）を令和3年2月9日に閣議決定し、同日、国会（衆議院）に提出した（全体像は図表1参照）¹³。

図表1 デジタル改革関連法案の全体像

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進捗し、データの活用が不可欠 ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大 ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化 ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要 	
デジタル社会形成基本法案 ※IT基本法は廃止	デジタル庁設置法案
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定 <p>〔IT基本法との相違点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会 ・ ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針） ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止） <p>⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備 ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進 ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く <p>⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上</p>
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化（個人情報保護法改正等） ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正） <p>⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 希望者において、マイナンバーからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする <p>⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化</p>
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正） ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正） ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正） ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正） ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナンバーからも登録できる仕組みを創設 ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設 <p>⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現</p>
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築 <p>⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等</p>	

（出所）「デジタル改革関連法案について」（第14回新戦略推進専門調査会デジタル・ガバメント分科会第44回各府省情報化専任審議官等連絡会議合同会議（令和3年3月26日）資料1）

¹¹ このほか、デジタル改革の基本的考え方や関連法案の整備等の検討に向けた円滑な論点整理を行うため、作業部会（座長：杉田内閣官房副長官（事務））が開催され、令和2年11月20日に「デジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会とりまとめ」が取りまとめられた。同とりまとめは、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の別紙とされている。

¹² 基本原則は、①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献の10項目から成る。

¹³ デジタル改革関連法案の提出後、法律案に添付する要綱等の参考資料の一部に記載誤りがあることが発覚し、さらに、当該誤りについて国会への報告が速やかに行われなかったことなどが問題となり、3月23日の参議院内閣委員会において、平井大臣からの説明聴取・質疑が行われた。また、デジタル改革関連法案の誤りの発覚後、その他の複数の政府提出法律案においても誤りがあることが発覚したため、3月31日に府省横断的に再発防止策を検討する「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム」（座長：杉田内閣官房副長官（事務））が設けられ、6月29日に取りまとめが公表された。

(2) デジタル改革関連法案の審議経過

デジタル改革関連法案のうち、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」(以下「標準化法案」という。)と同法律案を除く5法案(以下「5法案」という。)とは、委員会の所管の関係から別々に審議されている。

5法案については、3月9日の衆議院本会議において趣旨説明聴取・質疑が行われ、衆議院内閣委員会に付託された。同委員会において政府に対する質疑(内閣総理大臣に対する質疑も含む。)や参考人¹⁴に対する質疑が行われたほか、総務委員会との連合審査会が開かれた。4月2日に質疑終局後、デジタル社会形成基本法案に対する自民・立民・公明提出修正案(いわゆるデジタルデバイドの要因関係)及び自民・公明・維新提出修正案(国及び地方公共団体の役割における公正な給付と負担の確保関係)、両修正案による修正部分を除くデジタル社会形成基本法案の原案、並びに同法案を除く4法案の原案がそれぞれ可決された¹⁵。同月6日の衆議院本会議において、デジタル社会形成基本法案が修正議決、同法案を除く4法案が可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月14日の本会議において趣旨説明聴取・質疑が行われ、内閣委員会に付託された。同委員会において政府に対する質疑(内閣総理大臣に対する質疑も含む。)や参考人¹⁶に対する質疑が行われたほか、総務委員会との連合審査会が開かれた。5月11日に質疑終局後、5法案はそれぞれ可決され、翌12日の本会議において可決、成立した。

標準化法案については、4月6日の衆議院本会議において趣旨説明聴取・質疑が行われ、衆議院総務委員会に付託された。同委員会では同月15日に政府に対する質疑の後、自民・立民・公明・維新・国民提出の修正案(検討規定の追加関係)及び修正部分を除く原案が可決された。翌16日の本会議において修正議決され、参議院に送付された。参議院では、同月26日に総務委員会に付託され、同委員会において5月11日に政府に対する質疑が行われた後可決された。翌12日の本会議において可決、成立した。

なお、衆参の内閣委員会において5法案に対する附帯決議が、衆参の総務委員会において標準化法案に対する附帯決議が、それぞれ付されている¹⁷。

¹⁴ 参考人として、東京大学大学院工学系研究科教授 松尾豊君、弁護士・獨協大学教授・博士(法学) 三宅弘君、中央大学国際情報学部教授 石井夏生利君、専修大学文学部ジャーナリズム学科教授 山田健太君を招致した(3月18日)。

¹⁵ 修正案は、可決された2本のほか、①デジタル社会形成基本法案に対する立民提出修正案(個人の権利利益の保護及び地方の独自性への配慮関係)、②デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する立民提出修正案(個人情報保護法の目的規定への「自己情報コントロール権」の明記等関係)及び③預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する維新・国民提出修正案(マイナンバーの提供を受けることの金融機関への義務付け等関係)の3本も提出されたが、いずれも否決された。

¹⁶ 参考人として、東京大学大学院法学政治学研究科教授 戸川常寿君、慶應義塾大学経済学部教授 大久保敏弘君、特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長 三木由希子君を招致した(5月6日)。

¹⁷ 衆議院内閣委員会における5法案に対する附帯決議(令和3年4月2日)〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikakuB0EC0F16365BAB04492586B0003CEDA8.htm〉、参議院内閣委員会における5法案に対する附帯決議(令和3年5月11日)〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/204/f063_051117.pdf〉、衆議院総務委員会における標準化法案に対する附帯決議(令和3年4月15日)〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/soumu27963EEE1549B50492586B90020DDCF.htm〉、参議院総務委員会における標準化法案に対する附帯決議(令和3年5月11日)〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/204/f064_051113.pdf〉

3. デジタル社会形成基本法及びデジタル庁設置法の概要

(1) デジタル社会形成基本法

デジタル社会形成基本法は、「高度情報通信ネットワーク社会」の形成を目指した I T 基本法を廃止し（附則第 2 条）、同法に替わる、「デジタル社会」の形成を目指す新たな基本法として制定された（令和 3 年 9 月 1 日施行）。その概要は以下のとおりである。

ア デジタル社会の定義

デジタル社会とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様な大量の情報を適正かつ効果的に活用すること（＝情報通信技術を用いた情報の活用）により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義された（第 2 条）¹⁸。下線部分が加わったことが、「高度情報通信ネットワーク社会」の定義との相違点である。

イ 基本理念

デジタル社会形成に関する基本理念（第 3 条から第 12 条まで）として、I T 基本法と同種の規定や一部追加・変更された規定のほか、新たに、①国民が安全で安心して暮らせる社会の実現（第 7 条）、②個人及び法人の権利利益の保護等（第 10 条）、③情報通信技術の進展への対応（第 11 条）の各規定が設けられた。

なお、衆議院修正により、利用の機会等の格差の是正（第 8 条）の規定において、利用の機会等の格差の要因について、原案の「身体的な条件」が「障害の有無等の心身の状態」に改められた¹⁹ほか、国及び地方公共団体と民間との役割分担（第 9 条）の規定において、デジタル社会の形成に当たって国及び地方公共団体が行う施策として、公正な給付と負担の確保のための環境整備が追加された²⁰。

ウ 国、地方公共団体及び事業者の責務等

国及び地方公共団体の責務（第 13 条から第 15 条まで）は I T 基本法にも同種の規定があったが、新たに、事業者の責務（第 16 条）の規定が設けられた。また、国民の理解を深めるための措置等（第 19 条）の規定は、I T 基本法にも同種の規定があったが、デジタル社会の形成に関する施策の策定・実施に当たって広く国民の意見が反映されるよう必要な措置を政府が講じなければならない旨が新たに規定されている。

¹⁸ 平井大臣は、デジタル社会の規定について、我が国が目指すべき未来社会の姿として第 5 期「科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において提唱された「Society 5.0」（サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会をいう（内閣府ホームページ<https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html>より））の考え方を例に挙げている（第 204 回国会衆議院内閣委員会議録第 8 号 3 頁（令 3.3.12））。

¹⁹ 修正案提出者は、修正案趣旨説明において、「デジタル化を推進するに当たっては、障害の有無や程度、態様に関わらず、ひとしく技術や情報の利活用に係る機会が与えられるとともに、必要な能力による格差が是正されるべきであり、知的障害や精神障害なども含む障害全般が明示されるような表現に修正する必要があると考えた」旨述べている（第 204 回国会衆議院内閣委員会議録第 14 号 3 頁（令 3.4.2））。

²⁰ 修正案提出者は、「マイナンバー法の目的規定にも掲げられている公正な給付と負担の確保という理念を、国民の利便性向上、行政運営の効率化及び透明性の向上という二本柱に加え、第三の柱として明記すべき」旨述べている（第 204 回国会衆議院内閣委員会議録第 14 号 3 頁（令 3.4.2））。

エ 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会形成に関する施策の策定に係る基本方針（第20条から第35条まで）として、IT基本法と同種の規定や一部追加・変更された規定のほか、新たに、①多様な主体による情報の円滑な流通の確保（第22条）、②高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の確保（第23条）、③事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上（第27条）、④生活の利便性の向上等（第28条）、⑤国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用（第30条）、⑥公的基礎情報データベース²¹の整備等（第31条）の各規定が設けられた。

オ デジタル庁及びデジタル社会の形成に関する重点計画

IT基本法の廃止に伴い廃止されるIT総合戦略本部に替わる機関として、別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を置くことが規定された（第36条）。

また、IT基本法に基づく「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画」（従来IT戦略などと呼称されてきたもの）に替わる計画として、「デジタル社会の形成に関する重点計画」（以下「重点計画」という。）の作成が規定された（第37条及び第38条）²²。重点計画は、施策の策定に係る基本方針（3.（1）エ）の下で、政府が迅速かつ重点的に実施すべき具体的な施策の内容、目標及びその達成の期間等を定めるものである。重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼす施策について定めようとするときは地方六団体の意見を聴かなければならない旨等の規定が新たに設けられている。

（2）デジタル庁設置法

デジタル庁設置法は、デジタル庁の所掌事務、組織等について定めるものである（令和3年9月1日施行）。その概要は以下のとおりである。

ア デジタル庁の設置並びに任務及び所掌事務

デジタル庁は、内閣に置かれ（第2条）、デジタル社会形成に関する基本理念（3.（1）イ）にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること及びデジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とする（第3条）。

デジタル庁の所掌事務²³は、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を助ける機関としての事務（内閣補助事務）とデジタル社会の形成に関する行政事務（分担管理事務）に分けられる（第4条）（所掌事務（令和3年9月1日時点）の内容は図表2参照）²⁴。

²¹ 公的基礎情報データベースとは、いわゆる「ベース・レジストリ」（公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース）のことを指す。

²² 令和3年6月18日、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。同計画は、IT基本法等に基づき策定されたものであるが、デジタル社会形成基本法の施行を見据え、同法に規定する重点計画に現時点において盛り込むべきと考えられる事項を示すものとし、デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン、推進体制及び基本的な施策などが記載されている。なお、デジタル庁の創設後速やかに、デジタル社会形成基本法に基づく新たな重点計画を策定することとされている。

²³ 所掌事務の考え方については、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）の別紙「デジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会とりまとめ」（令和2年11月20日）参照。

²⁴ 内閣に置かれる行政機関のうち、内閣補助事務及び分担管理事務の両方を担うものとしては、デジタル庁の

図表2 デジタル庁の所掌事務（令和3年9月1日時点）

内閣補助事務（第4条第1項）	
①デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整（第1号）	
②関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進（「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号）に掲げる「サイバーセキュリティ戦略本部」 ²⁵ （事務局：「内閣サイバーセキュリティセンター」（NISC））の事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進を除く。）（第2号）	
③ ①・②のほか、デジタル社会の形成のための施策に関する企画立案・総合調整（第3号）	
分担管理事務（第4条第2項）²⁶	
重点計画等関係	①デジタル社会形成基本法に規定する重点計画の作成・推進（第1号）
	②「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）に規定する官民データ活用推進基本計画 ²⁷ の作成・推進（第2号）
マイナンバー関係	③行政手続における特定の個人又は法人その他の団体を識別するための番号等の利用に関する総合的・基本的な政策の企画立案・推進（第3号）
	④「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に規定する個人番号、個人番号カード及び法人番号の利用並びに情報提供ネットワークシステムの設置・管理（他の府省の所掌に属するものを除く。）（第4号）
	⑤公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定による特定公的給付の指定（第5号） ²⁸
	⑥預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関する事務（他の府省の所掌に属するものを除く。）（第6号）
本人確認関係	⑦情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案・推進（第7号）
	⑧情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保及び利用の促進を図る観点からの、「商業登記法」（昭和38年法律第125号）の規定による証明に関すること（第8号）
	⑨「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成12年法律第102号）に規定する電子署名に関すること（法務省の所掌に属するものを除く。）（第9号）

ほかには内閣府及び復興庁のみである。デジタル庁は内閣府と同様に恒久的に内閣に置かれるものであるが（復興庁は設置期限（令和13年3月31日）がある）、デジタル庁設置法附則第61条において、同法施行後10年を経過した場合に、デジタル庁の在り方について検討を求める規定が置かれている。

²⁵ 内閣官房長官を本部長、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣を副本部長、関係大臣及び有識者を本部員とする。

²⁶ マイナンバー関係の所掌事務のうち⑤及び⑥は、デジタル改革関連法の一環として制定された、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律に基づき、令和3年9月1日のデジタル庁設置法の施行と同時にデジタル庁の所掌事務に追加されるもの。

²⁷ 官民データ活用推進基本計画に位置付けられる現行の計画としては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）（前掲脚注22）が策定されている。

²⁸ 同号には、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律に基づき、同法の公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に、同法の規定による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する事務も追加される。

	⑩「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(平成 14 年法律第 153 号)に規定する署名検証者及び利用者証明検証者に関すること(総務省の所掌に属するものを除く。)(第 10 号)
	⑪「電子委任状の普及の促進に関する法律」(平成 29 年法律第 64 号)に規定する電子委任状に関すること(総務省の所掌に属するものを除く。)(第 11 号)
データ活用関係	⑫複数の国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び民間事業者が利用する官民データ ²⁹ に係るデータの標準化 ³⁰ に係る総合的・基本的な政策の企画立案・推進(第 12 号)
	⑬外部連携機能 ³¹ に関する総合的・基本的な政策の企画立案・推進(第 13 号)
	⑭公的基礎情報データベース ³² の整備・利用に関する総合的・基本的な政策の企画立案・推進(第 14 号)
情報システム関係	⑮国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備・管理の基本的な方針の作成・推進(第 15 号)
	⑯「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(平成 14 年法律第 151 号)に規定する情報システム整備計画 ³³ の作成・推進(第 16 号)
	⑰国の行政機関が行う情報システムの整備・管理に関する行政各部の事業の統括・監理(第 17 号)
	⑱国の行政機関が行う情報システム(国の安全等に関するものその他の政令で定めるものを除く。)の整備・管理に関する事業を、次のとおり、実施すること(第 18 号) ³⁴ (1) 必要な予算を、一括して要求・確保する (2) 国の行政機関が行う情報システムの整備・管理に関する事業の実施に関する計画を定める (3) 国の行政機関が行う情報システムの整備・管理に関する事業について、全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に予算を配分すること等により執行させる
その他	⑲国の行政機関が共用する情報システムの整備・管理(第 19 号)
	⑳関係行政機関の事務の調整(第 20 号)
	㉑所掌事務に係る国際協力(第 21 号)
	㉒ ①～㉑のほか、専らデジタル社会の形成を目的とする事務・事業(第 22 号)
	㉓ ①～㉒のほか、法令に基づきデジタル庁に属させられた事務(第 23 号)

(出所) デジタル庁設置法等より筆者作成

²⁹ 官民データとは、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう(官民データ活用推進基本法第 2 条第 1 項)。

³⁰ データの標準化とは、電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 4 条第 2 項第 5 号イ)。

³¹ 外部連携機能とは、プログラムが有する機能又はデータを他のプログラムにおいて利用し得るようにするために必要な機能をいう(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 4 条第 2 項第 5 号ロ)。いわゆる「API(アプリケーションプログラミングインターフェース)」のことを指す。

³² 前掲脚注 21 を参照。

³³ 情報システム整備計画に位置付けられる現行の計画としては、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)が策定されている。

³⁴ 令和 2 年度から政府情報システムの一元的なプロジェクト管理が行われており、その一環として内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室において政府情報システム関係予算(約 8,000 億円)を一括要求・計上し、担当府省に予算を移し替えて執行している。同年度予算では約 674 億円が、令和 3 年度予算では約 2,986 億円がこの対象とされた。来年度以降も段階的に拡大される予定である。

イ デジタル庁の組織

デジタル庁は、柔軟な組織運営が可能となるよう、内閣府や復興庁等と同様に「国家行政組織法」（昭和 23 年法律第 120 号）の規定の適用対象外とされた。組織の概要は以下のとおりである。

（ア）デジタル庁の長

デジタル庁の長及び主任の大臣は、内閣総理大臣である（第 6 条）。これは、内閣府や復興庁と同様であり、権限についても「内閣府設置法」（平成 11 年法律第 89 号）及び「復興庁設置法」（平成 23 年法律第 125 号）と同様の規定が置かれている（第 7 条）。

（イ）デジタル大臣

内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣が置かれる（第 8 条）。デジタル大臣には、内閣補助事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する勧告権等の権限が付与されている。この権限は、復興大臣と同様のものである。

（ウ）副大臣・大臣政務官

専任の副大臣 1 人、大臣政務官 1 人がそれぞれ置かれるほか、他省の副大臣、大臣政務官の職を占める者をもって充てられる副大臣、大臣政務官を置くことができる（第 9 条及び第 10 条）。

（エ）デジタル監・デジタル審議官

デジタル大臣に進言・意見具申を行うこと、及び庁務を整理し、各部局等の事務を監督する職務を担う、内閣が任免する特別職国家公務員であるデジタル監が置かれる（第 11 条）。デジタル監の設置に伴い政府 C I O は廃止される。

また、デジタル庁の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理するデジタル審議官 1 人（次官級）が置かれる（第 12 条）。

（オ）デジタル庁に置かれる職

デジタル庁の内部機構としては、官房や局は置かれず、所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職等が置かれる。その職の具体の設置、職務及び定数については政令で定められる（第 13 条）³⁵。

（カ）デジタル社会推進会議

内閣総理大臣を議長とし全国務大臣等を議員とする、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進及び必要な関係行政機関相互の調整をつかさどる「デジタル社会推進会議」が置かれる（第 14 条及び第 15 条）³⁶。

³⁵ 統括官 4 人（局長級）、審議官 4 人及び参事官 17 人（課長級）が置かれる予定である（第 204 回国会衆議院内閣委員会議録第 8 号 20 頁（令 3.3.12））。なお、デジタル庁発足時において、一般職の常勤職員 393 人が定員措置されているほか、非常勤職員 128 人の手当が計上されている（令和 3 年度デジタル庁予算）。

³⁶ なお、IT 総合戦略本部とは異なり、構成員に有識者は含まれないが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）（前掲脚注 22）において、デジタル大臣が指名する有識者によって構成される、重点計画等について調査審議を行うための「デジタル社会推進検討会（仮称）」を設置する方針が示されている。

4. 国会論議

(1) デジタル改革が目指す社会

デジタル改革が目指す社会はどのようなものか問われ、菅内閣総理大臣は、「役所に行かずともあらゆる手続ができる、地方にいても都会と同じような仕事や生活ができる、こうした社会を目指して、誰もがデジタル化の恩恵を最大限受けることができる世界に遜色のないデジタル社会を実現したい」旨答弁した³⁷。平井大臣は、「社会像としては、デジタルの活用によって、国民一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、つまり選択肢が多い社会にしたい。そして、格差を広げないように、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指したい」旨答弁し³⁸、その実現には、「ユニバーサルデザインを考慮した設計による機器開発によりアクセシビリティを確保すること、徹底した国民目線に立った価値創出により経済の好循環につなげていくこと、分散と成長の両立によりレジリエンスを強化すること等が重要だと考えている」旨答弁した³⁹。

一方で、デジタル改革関連法案により、国民の情報を政府が広く一元的に管理する監視社会につながるのではないかとの懸念が示された。これに対し平井大臣は、「今般のデジタル改革関連法案は、個人情報の保護や人権に十分配慮しており、デジタル監視社会を目指すものではなく、これは我が国がデジタル改革を進めていく上で守るべき大前提と考える。そもそも、関連法案は個人情報の一元管理を図るものでなく、国や地方公共団体において引き続きそれぞれ分散して個人情報を保有、管理することを前提に、システムやルールを標準化、共通化し、その上でデータも利活用しようとするものである。その際には、当然個人情報の保護には十分配慮していかなければならない」旨答弁し⁴⁰、我が国が目指すデジタル社会の方向性としては、「中国のような監視型でもなく、アメリカのような自由なデータ流通、通信のための事業者による保護の重視でもない、もう一つの方向性として、保護と活用のバランスを図るものとする」と考える旨答弁した⁴¹。

(2) デジタル庁の役割、体制等

ア デジタル庁の役割及び権限

これまでIT政策の司令塔として政府CIOが置かれていたが、結果としてデジタル化の遅れ等の様々な課題が明らかとなっている。これを踏まえ、今般のデジタル庁の創設の意義やその役割について問われ、平井大臣は、「政府CIOは、デジタル社会の形成に重要な分野をまたがるIDや認証等の固有の事務を持っておらず、権限は各府省の施策の総合調整に限られていたが、それも予算の配分権がないなど実効性の担保が十分でなかった。政府CIOを支えるスタッフも必ずしも十分でないといった課題があった。このような課題に対応するため、デジタル庁にはデジタル社会の形成に係る施策の推進を着実に進めるために必要な権限と体制を付与している。デジタル庁に司令塔機能を与

³⁷ 第204回国会参議院本会議録第15号9頁(令3.4.14)

³⁸ 第204回国会衆議院内閣委員会議録第8号9頁(令3.3.12)

³⁹ 第204回国会衆議院内閣委員会議録第8号3頁(令3.3.12)

⁴⁰ 第204回国会参議院内閣委員会議録第14号(令3.4.22)

⁴¹ 第204回国会参議院内閣委員会議録第15号(令3.4.27)

え、官民の優秀な人材を集め行政の縦割りを打破し、デジタル化を強力に推進することにより国民がデジタル化の利便性を実感できる社会を形成していきたい」旨答弁した⁴²。

これまでのIT基本法に基づく計画等においては、必ずしも進捗管理が十分ではなかった旨の見解がある⁴³。デジタル庁として、重点計画に定める施策の進捗状況に応じたデジタル大臣の勧告権行使も考え得るか問われ、平井大臣は、「重点計画の進捗状況は、デジタル社会推進会議において適切にフォローアップを進め、目標達成に向けて必要な調整を図っていくことになる。一義的には施策に責任を持つ各府省において必要な改善等が図られることになり、目標期間が終了しても達成できないとして直ちにデジタル大臣が勧告権を行使せざるを得ないような事態が生じるとは想定していないが、そのような取組を経てもなお改善が必要な事態が生じ、行政各部の施策の統一を図るため特に必要があると認めるときは、デジタル大臣が勧告権を行使する場合もあり得ると考える。デジタル庁が勧告権の行使を含めた総合調整機能を適切に発揮することにより、強力なデジタル政策の司令塔として社会全体のデジタル化を進めてまいりたい」旨答弁した⁴⁴。

イ デジタル庁の組織の在り方

デジタル庁を柔軟な組織運営が可能となる組織とした考え方について、平井大臣は、「デジタル庁は、情報通信技術の急速な発展や行政需要の変化に対応しながら、社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めていくことも求められる。そのため、デジタル庁の組織や運営体制自体が政策課題の進展や業務の遂行状況等に応じて常に最適化を図り、柔軟な業務配分の見直しを可能とすることが重要である。プロジェクトごとに官民共同チームを組成し機動的にプロジェクトを進めていく」旨答弁した⁴⁵。

また、デジタル庁設置法附則第61条にはデジタル庁の在り方について10年後に検討する規定が設けられている。平井大臣は、「在り方の見直しに当たっては、社会全体のDXを含めた施策の進捗などの任務の達成状況を見極める必要があり、そのためには10年程度要すると考えられることから、施行後10年をめどに必要な見直しの検討を行うこととしている。しかし、10年分ぐらいの色々な変化が1年で起きているという状況を考えると、もっと柔軟に対応していく必要が出てくることも考えている」旨答弁した⁴⁶。

(3) 国、地方公共団体等のデジタル化に関する施策

ア 国の行政機関の情報システム

国の行政機関の情報システムは、①デジタル庁システム（デジタル庁が整備から運用まで責任を持つもの）、②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム（整備段階ではデジタル庁が、運用段階では各府省が責任を持つもの）、③各府省システム（各府省が

⁴² 第204回国会参議院内閣委員会会議録第13号4頁（令3.4.20）

⁴³ 平井大臣は、我が国のデジタル化が遅れた原因の一つとして、「世界最先端のIT国家を目指す創造宣言などを作ったが、どれも達成されていないのに責められもしない、そういうような状況が、私は停滞させた大きな理由だと思う」旨答弁している（第204回国会衆議院内閣委員会会議録第9号2頁（令3.3.17））。

⁴⁴ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第15号（令3.4.27）

⁴⁵ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第13号31頁（令3.4.20）

⁴⁶ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第13号33頁（令3.4.20）

整備から運用まで責任を持つもの)の区分に分類した上で、デジタル庁により一元的に統括監理されることになる。国の行政機関の情報システムをめぐっては、厚生労働省が提供する「新型コロナウイルス接触確認アプリ」(COCOA)の不具合の事案が問題となった⁴⁷。こうした事案も踏まえ、各府省システムについての障害情報を政府全体で共有する仕組みの必要性が指摘され、平井大臣は、「一元的なプロジェクト管理を通じて各府省の情報システム担当部局と連携しながらシステム稼働前後の検証やシステム障害の情報収集、情報共有を行うことについて、一定のルールを定めていきたい」旨答弁した⁴⁸。

また、国の行政機関の情報システムの調達(いわゆるIT調達)をめぐっては、これまで様々な課題が生じ⁴⁹、改善策が講じられてきた。今後のIT調達の在り方について、平井大臣は、「情報システムの調達においては、専門家の養成、発注者側の能力向上が重要と考える。デジタル庁に専門的な知見が蓄積されるようにしながら、全ての政府情報システムを対象として、プロジェクトの方向性、経費の妥当性、仕様どおりの調達、運用が行われているかなどを検証する一元的なプロジェクト管理を強化し、政府全体としてIT調達が適切に行えるよう取り組んでいく」旨答弁した⁵⁰。IT調達に際し、技術者の負担へ配慮する必要性が指摘され、平井大臣は、「技術者に過度な負担が生じないように計画的に進めることは重要である。事業者との技術的な対話を行いながら調達仕様書を策定することで、開発中に事業者が予期しない追加負担が掛からないようにすること等が重要と考える。今後、デジタル庁が開発するシステムに関しては、一緒にリスクを負うスタンスにしたい。発注者の能力向上を進めると同時に、技術者の適正な労働環境の確保によってやる気を引き出せるようにしていきたい」旨答弁した⁵¹。

イ 地方公共団体の情報システム

政府は、令和7年度までに地方公共団体の情報システムを統一・標準化することを目指している。この点について、平井大臣は、「地方公共団体の情報システムの統一・標準化を進めることで、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的、財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を図っていく。そのためには、現場の実務等を知る地方公共団体職員と対話をしながら取組を進めることが重要と考えており、現在、デジタル改革共創プラットフォームにおいて対話を重ねている。また、国が財源面を含め主導的な支援を行うほか、人材面についても、総務省や都道府県と連携して、市町村において民間のデジタル人材の任用等が推進されるよう支援する仕組みの構築を考えてい

⁴⁷ COCOAは、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができるスマートフォンのアプリ。令和2年9月末以降、Android端末において通知が到達しない不具合が生じていたが、4か月にわたり見逃されていた。令和3年2月18日に当該不具合は修正され、厚生労働省に「COCOA不具合調査・再発防止検討チーム」が設置された。同チームは4月16日に検討結果を取りまとめている。

⁴⁸ 第204回国会参議院予算委員会会議録第4号11頁(令3.3.4)

⁴⁹ IT調達に関しては、会計検査院の検査報告において度々問題点が指摘されている。直近のものとしては、令和3年5月26日に公表された「政府情報システムに関する会計検査の結果について」を参照。

⁵⁰ 第204回国会参議院本会議録第15号15頁(令3.4.14)

⁵¹ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第17号(令3.5.11)

る。このように、地方公共団体と一緒にデジタル改革を進めていく」旨答弁した⁵²。

デジタル社会形成基本法第 29 条は、国及び地方公共団体の情報システムの「共同化又は集約の推進」を規定している。本規定について、平井大臣は、「地方公共団体が情報システムの共同化又は集約の推進をしたが、結果的には共同化又は集約が実現できない場合も法律上は否定されるものではない。ただし、情報システムの共同化や集約を行わない理由に関する説明責任は、私は地方公共団体が負うものと考えている」旨答弁した⁵³。

ウ 業務改革（BPR）の取組や行政改革及び規制改革との連携

デジタル化の効果を最大限に発揮するためには、既存の業務を単にシステムに置き換えるだけ（デジタイゼーション）でなく、業務改革（BPR）を含めた取組（デジタルライゼーション）が求められる。平井大臣は、「今までの業務のやり方を変えること、例えば、対面原則や書面原則などの制度そのものを見直したり、利用者と行政機関の間のフロント部分だけではなくバックオフィスも含めた業務改革（BPR）を実施することで、行政プロセスの刷新を徹底することが重要と考える。デジタル庁は、各府省の情報システムの統括監理のほか、情報システムの整備管理の基本的な方針の作成・推進、関係予算の一括計上、配分等の仕組みを通じて、各府省に対し必要な BPR 等の取組を求めていく。BPR 等は常日頃から取り組んでもらうことであり、積極的に各府省の取組を支援していきたい」旨答弁した⁵⁴。

また、デジタル化は行政改革や規制改革と一体として行うべきであり、それらの事項も重点計画に盛り込むべきとの指摘がなされ、平井大臣は、「デジタル化の推進と規制改革はコインの裏表の関係であるとの認識の下、私と河野規制改革担当大臣で関係大臣と意見交換を行う、2 プラス 1 を順次開催している。関連法案成立後は、デジタル庁として、内閣府規制改革推進室等と連携して、デジタル社会の形成に資する行政改革、規制改革についてしっかりと重点計画に盛り込んでまいりたい」旨答弁した⁵⁵。

エ データ活用

データを最大限に活用していくことが、「あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展」の実現のために不可欠との認識の下、デジタル社会形成基本法のデジタル社会の定義に「情報通信技術を用いた情報の活用」が明記されるとともに、デジタル庁の所掌事務には、データ活用関係の企画立案・推進が盛り込まれた。データ活用に関するこれまでの取組の反省と今後の変化について問われ、平井大臣は、「データ活用について、我が国は各国に比べ遅れを取っている。データ活用が進まなかった要因は、データ提供先での目的外利用への不安など様々なものがあり、こうした阻害要因の払拭について検討を進めている。デジタル庁は、データに関するオーソリティーとしてデータ戦略⁵⁶の実行

⁵² 第 204 回国会参議院本会議録第 15 号 10 頁（令 3. 4. 14）

⁵³ 第 204 回国会衆議院内閣委員会総務委員会連合審査会議録第 1 号 13 頁（令 3. 3. 24）

⁵⁴ 第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 14 号（令 3. 4. 22）

⁵⁵ 第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 15 号（令 3. 4. 27）

⁵⁶ データ戦略については、デジタル・ガバメント閣僚会議の下で開催された「データ戦略タスクフォース」（主査：和泉内閣総理大臣補佐官）において検討が進められ、デジタル改革関連法案成立後、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）（前掲脚注 22）の別紙として「包括的データ戦略」が策定されている。

を進めていかなければならない。安倍前総理が提唱したD F F T⁵⁷のトラスト⁵⁸の部分に
関しても、これからデジタル庁がその根拠をつくっていかなければならない。不安など
を拭うように、丁寧に、かつスピーディに取り組む必要があると考える」旨答弁した⁵⁹。

オ サイバーセキュリティ

サイバーセキュリティについてはサイバーセキュリティ基本法に基づき、内閣サイ
バーセキュリティセンター（N I S C）を中心に取組が進められているが、デジタル庁
とN I S Cとの役割分担について問われ、平井大臣は、「N I S Cが政府統一基準群を策
定し、デジタル庁は当該基準群を活用して、情報システムに関する整備方針においてサ
イバーセキュリティについての基本的な方針を示し、その実装を推進する。また、デジ
タル庁にセキュリティの専門チームを置いて、デジタル庁が整備、運用するシステムを
中心に検証、監査を実施する。さらに、N I S Cは、その体制を強化しつつ、デジタル
庁が整備、運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに対するセキュリティ
監査等を行う。これらを通じて、セキュリティの確保を図っていく」旨答弁した⁶⁰。

（４）デジタルデバイド対策

デジタルデバイド対策はこれまで様々な取組が行われてきたが、引き続き重要な課題と
なる。行政サービスへのアクセシビリティに関する今後の取組について、平井大臣は、「デ
ジタル社会では、全ての国民が、情報通信ネットワークの利用や自由かつ安全な情報の活
用を通じて様々な活動に積極的に参加し、能力を最大限発揮できることが重要と考えてい
る。このため、行政サービスについては、U I（ユーザーインターフェイス）、U X（ユー
ザーエクスペリエンス）の改善により、国民が行政機関から情報を入手する際や、行政機
関に申請する際の使い勝手を向上させることで、アクセシビリティの確保に取り組む。具
体的には、U I、U Xの経験豊富な民間人材を採用して体制を強化しつつ、関係府省と連
携して、政府ウェブサイトの統一化、標準化を図るなど、徹底した国民目線でデジタル社
会の実現に向けた対応を行いたい」旨答弁した⁶¹。

また、デジタル社会形成基本法第8条には、「経済的な状況」が利用の機会等の格差の要
因として明記された。この点について、平井大臣は、「機器やネットワーク環境が機会の確
保の前提となる場合も当然想定されるので、経済的な状況でその機会が制限されることが
ないよう配慮する観点から、是正すべき格差の要因として明示した。法案が成立すれば、
ニーズを踏まえた新規施策の充実を図っていくことが重要であり、各省庁と連携し、細や

⁵⁷ 令和元年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて合意された「データフリーフローウィズトラスト（信
頼性のある自由なデータ流通）」のこと。

⁵⁸ 参議院内閣委員会の5法案に対する附帯決議の四15において、「押印手続の見直し等に伴い普及しつつある
電子署名等のトラストサービスについて、その信頼性の確保が重要であることに鑑み、デジタル庁を司令塔
として、国際的な相互運用性を踏まえつつ、信頼性を評価するための基準の策定及び評価に関する包括的な
仕組みの構築に取り組むこと。」が盛り込まれている。

⁵⁹ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第14号（令3.4.22）

⁶⁰ 第204回国会参議院内閣委員会、総務委員会連合審査会会議録第1号（令3.4.27）

⁶¹ 第204回国会参議院本会議録第15号10頁（令3.4.14）

かにしっかり取り組んでいきたい」旨答弁した⁶²。

(5) デジタル人材の育成及び確保

近年、デジタル人材不足がますます深刻化する中、その育成及び確保について問われ、菅内閣総理大臣は、「要は人材であるが、我が国にはITやAIなどの先端技術を使って新しい価値を創造するデジタル人材が圧倒的に不足している。全国各地において、教育機関や地域、企業、行政機関を巻き込んだ人材育成のプラットフォームを用意することが必要だと考えている。デジタル庁をプラットフォームの中心として、あらゆる政策を総動員しつつ、デジタル人材の育成に政府を挙げて取り組んでいきたい」旨答弁した⁶³。政府における取組について、平井大臣は、「政府においてデジタル改革を牽引していく人材を確保することは重要と認識している。このため、まずはデジタル人材に対する採用募集活動を強化することとし、また、令和4年度以降の総合職試験に新たにデジタル区分を設けること等を人事院に検討いただいている。デジタル庁においては、行政と民間双方のデジタル人材が連携して効率的かつ効果的に業務を進める組織文化を醸成していくことが重要と考えており、公的部門においてもデジタルのキャリアパスが見えるようにしたい」旨答弁した⁶⁴。

また、デジタル庁の民間人材の処遇については、「優秀な人材の確保を図る観点から、民間の実態を踏まえたものにできるよう検討したい。その上で、採用された人材がデジタル庁での経験を生かし、民間の様々なフィールドで活躍いただけるよう、いわゆるリボルビングドアも推進し、社会全体のDXを推進していきたい」旨答弁した⁶⁵。なお、民間人材の秘密保持の徹底方法について、平井大臣は、「常勤、非常勤を問わず、国家公務員法の秘密保持義務が課されることに加えて、デジタル庁として、職員が情報管理に当たって遵守すべき規程を設け、適切に運用することとし、機密性の高い情報にアクセスできる職員を必要最低限に限定すること等の取組を通じ、情報管理の徹底に努めていく」旨答弁した⁶⁶。

5. おわりに

国会での法案審議においては、平井大臣に「委員会答弁の中でもデジタル庁の仕事が増えていっている」旨言わしめるほど⁶⁷、多様で活発な議論が行われた。

令和3年9月1日に、我が国のIT政策は大きな転換点を迎える。平井大臣は、これまでのIT政策を「デジタル敗戦」という言葉で表現しているが⁶⁸、同じ轍を踏むことがあってはならない。国民がデジタル化の利便性を実感できる社会を実現できるか、デジタル庁の取組が注目される。

(やなせ しょお)

⁶² 第204回国会参議院内閣委員会会議録第14号(令3.4.22)

⁶³ 第204回国会参議院予算委員会会議録第6号4頁(令3.3.8)

⁶⁴ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第13号32頁(令3.4.20)

⁶⁵ 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第8号10頁(令3.3.12)

⁶⁶ 第204回国会参議院本会議録第15号8頁(令3.4.14)

⁶⁷ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第15号(令3.4.27)

⁶⁸ その趣旨については、第204回国会参議院内閣委員会会議録第14号(令3.4.22)参照。